



陳情 7 第 7 号

2025 年 8 月 6 日

3058555 茨城県つくば市研究学園 1 丁目 1 番地 1  
つくば市役所本庁舎 6 階 つくば市議会局議会総務課  
陳情受付窓口 ご担当者様

つくば市議会 黒田健祐 議長

吾妻中学校の学校不正会計を隠蔽するためだけに  
簡易テントを並べる意味不明な卒業式強行阻止と  
卒業対策費と称して未成年者に対する  
強制割当寄付金徴収の根絶を求める陳情書

陳情者

住所： 茨城県つくば市

氏名：

連絡先：

第 1 陳情事項

市政の腐敗を食い止め、市民を守るため、未来を担う児童・生徒  
らの真に健全な教育環境を守るため、

1. 生徒の活動費用である生徒会費を学校経費に流用することが  
おかしいと思えない職員に「つくば市は生徒ではありません  
ん。毎日学校に通っていても学校職員の皆さんは、もう生徒  
ではありませんよ」という所からやさしい日本語で再教育

2. 地方自治法で禁じられているにもかかわらず、学校経費の私費精算を目的に、未成年者である児童・生徒の就学上必要な経費に見せ掛けた割当て現金徴収および公施設経費の勝手な私費精算について度々通報を受けるなど、**校長に**正常な判断力が無いか、文字や文章が読めても内容が理解できない等の**業務に支障がある可能性を思わせる通報が再三ありながら、適切な配置転換をしない理由**について、市議会で森田教育長に説明させ、その全文を市民に公開
3. 地方自治法・地方財政法に従わず、**公費負担区分の支払いを目的として徴収した現金を、速やかに市の予算に編入しなかったり、1万円を超える物品を購入しながら備品登録もしない上、寄付採納手続きすらしていなかったり、学校が直接受領した現金寄附(市に属しない現金)の学校保管を行っていないか**市内公立小中全校の監査実施
4. 学校教育法・地方財政法・地方自治法に従わず、**公費負担区分の私費精算**が学校内で勝手に行われていないか市内全校監査実施
5. **寄付採納および備品登録されていない私費設備がどれだけあるか**市内全校調査実施
6. 本来の消耗教材費および個人教育活動費用(学費)振替の為に手続きさせた口座情報を不正に利用し、**強制割当寄付金徴収(刑法 246 条 2 電子計算機使用詐欺)**を行った職員の刑事告発を視野に入れた全校調査実施
7. 各学校が公費負担区分の私費精算を行っていないか、**市教委による年 1 回の監査および指導の徹底**

以上、7 件について実施検討をお願い申し上げます。  
最低でも過去 3 年は遡っての監査が望ましいと考えます。

## 第2 陳情趣旨

つくば市立吾妻中学校では、**生徒の卒業に必要な経費として徴収した卒業対策費が**、生徒に支払い義務のない教師に係る消耗品費や学校所有物や式典費など、**法の定めにより公費で清算しなければならない学校経費にも使われています。**

**つくば市は、吾妻中学校の生徒ではありません。**市政を未成年者に頼るなど、情けないにも程があります。

吾妻中学校はつくば市が運営管理する施設です。学校教育法第5条(学校の管理と費用負担)では、「学校の設置者(つくば市)はその設置する学校を管理し法令に特別の定めのある場合を除いてはその学校の経費を負担する」と定められています。

地方財政法第4条の5(割当的寄付金などの禁止)では、「地方公共団体(つくば市)は他の地方公共団体(他の市町村)や団体(PTAや生徒会など)または住民(市民)に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄付金(に相当する物品などを含む)を割り当てて強制的に徴収(に相当する行為を含む)するようなことをしてはならない」と定められています。

地方財政法第27条の4第1項(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)には、「市町村は、法令の規定に基づき当該市町村(つくば市)の負担に属するものとされている経費で政令が定めるものについて、住民(市民)に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない」と定められています。

**学校は現金寄附を直接受領できません。**地方自治法第235条の4(現金及び有価証券の保管)で「地方公共団体(つくば市)の所有に属さない現金の保管は、法律または政令の規定によるものでなければ保管することができない」と定められているからです。

学校は法人格を有しておらず、教育委員会は財産取得権がありません。市に属しない現金の保管自体を禁じているので、現金寄附を受領する場合はつくば市として受領しなければならない理由を、つくば市教育局教育総務課も回答(添付証拠1)しています。

陳情人は2025年5月27日、吾妻中学校の法令違反が目にするため、保有個人情報利用停止請求書(添付証拠2)を提出しました。

森田教育長が2025年6月19日付けで開示決定した、7つくば吾中第18号は、陳情人が「1円たりとも義務のない支払いを含んでいないと言い切れる場合のみ、振替えて良い」と書かれた保有個人情報利用停止請求書を「受理した」という連絡の中で、菅谷和美校長が「卒業の為に学校所有物購入を要し現金を要求しようとする内容(添付証拠3)」で始まっています。

義務のない支払いが含まれていないと言い切れるなら振替えて良いと書いてあったのですから、違法でなければ振替えて良かったのに、受理した上で現金を要求する内容です。つまり、請求内容に義務のない支払いが含まれています。

市販価格(添付証拠4)を調べ、大層なコサージュをご用意なさるものだと思います。吾妻中学校の卒業年次生は約100人ですね。文章的には一梁2,000円とありますが、校長が徴収できるのは生徒に帰属する現金ですから、**卒業式で一梁2,000円の簡易テントを並べますと言っているようなものです。**

菅谷和美校長に嘘が無いのであれば、吾妻中学校は卒業式に簡易テントを並べる伝統を生み出そうとしています。**意味不明過ぎる要求です。生徒の大切な門出を何だと思っているのでしょうか。**

念の為、学び推進課にも確認したのですが、「保護者が学校に寄贈(物品寄附)するための現金要求」をした事実は無い(添付証拠5)という回答です。つまり、**菅谷和美校長は不正徴収を隠蔽するために本気で簡易テントを並べる卒業式を実施する決意を固めたわけ**です。本当に校長でしょうか？

2,000円×卒業年次生人数で考えると、校長は約20万円を集めたわけですね。丁度、学校で使うテントが一梁20万円くらい(添付証拠6)でした。利用停止請求書を受理して利用停止しなければならない理由が分かりました。

菅谷和美校長の連絡に、学校徴収金の使途を「学年委員」と相談して決めているという文章が出てきます。学年委員は外部団体である吾妻中PTAの委員会(添付証拠7)です。**生徒の委員会(添付証拠8)には学年委員が存在しません。**活動費用を生徒に要求する成人団

体ならば校長は学校での活動を断らなければなりませんし、学校運営を決定する権利も能力も無い団体が学校徴収金の使途を決定するというのもおかしい話です。

2023年5月16日、5つくば学推第453号(添付証拠9)で森田教育長が開示決定した文書の中に、PTA会計監査を募集する内容が含まれています。「PTA会費が」適切に使われているか監査すると明記されています。

そして、2023年5月16日、5つくば学推第450号(添付証拠10)で森田教育長が開示決定した文書の中の「卒業対策費会計報告」には、「PTA会計監査2名が署名」しており、**生徒に帰属しないテント172,018円が計上**されています。

他にも教員用コサージュ代、アレンジメント代、花束代、が計上されています。アレンジメント40冊は卒業年次生徒数の半数ほどで、生徒に帰属しないことが明らかで、冊数で数えられるアレンジメントとは、アルバムのようにオーダーした冊子だと分かります。職員へのプレゼントに用意したものです。

ぱっと見て**生徒に帰属しない使途に279,518円が計上**された会計書類が吾妻中学校から出てきています。

昨年度も簡易テントを並べる卒業式など行われていない事は聞き及んでおりますが、念のため、**昨年度**から簡易テント卒業式が実施されたか、卒業対策費会計報告(添付証拠11)を確認しました。

やっぱり**生徒に帰属しない学校テント代333,476円**が含まれていました。吾妻中学校名義の領収証が出ており、「**つくば市立吾妻中学校**」の名入れ注文です。毎年、新品を購入しては卒業生が千切って持ち帰る意味不明なイベントでもやっているのですか？違いますよね？

学び推進課の回答(添付証拠5)によると、**卒業対策委員は市が雇用している職員ではない**という回答です。学校業務を所属職員以外に命じたり委任できる服務規程があるか(添付証拠12)も確認しましたが、存在しませんでした。

そして、卒業対策委員として誰も雇っていない(添付証拠13)のです。令和6年度の**生徒に帰属する現金である卒業対策費で学校テントを注文**したのは津田先生と明記されておりますが、**津田先生とやらは何者なの**のでしょうか？

所属職員も管理できないつくば市。生徒の委員会にも存在しない、雇用されてもいない学年委員とやらが生徒に帰属する現金を学校所有物購入に勝手に使う卒業対策委員を放置しています。普通に刑事事件ではないですか。誰が見ても大丈夫ではないくらいにメチャクチャです。五十嵐立青市長率いるつくば市は、本当に自治体として機能していると言えるでしょうか。

自治体として確保すべき財源を頼っている相手が未成年者です。正気の沙汰とは思えません。

ずっと生徒に学校所有物を買わせていますよね。援助費や生徒会費からも学校備品の領収証が出てきています。なのに、吾妻中 PTA・吾妻中卒業生・吾妻中在校生からの寄附受領は1件も無い(添付証拠 14)わけです。

菅谷和美校長に適切な事務処理を行う能力が無い事は明らかですが、続投させられる人材ではないほどに学校会計や生徒に帰属する預り金の使途がメチャクチャです。開示決定をしてきた森田教育長が把握していない筈がありません。

陳情人からの通報および責任の所在を問われ、2023 年 12 月 7 日には、5 学推第 1767 号(添付証拠 15)で PTA 等について一方的な誘導にならないよう通達を発行しています。

この文書で参照するよう通達している「学校への寄附に係る受領手続きについて(添付証拠 16)」では、「現金は直接学校が寄附として受け取ることはできません」と明記されています。また、税込み 1 万円以上のものは備品として適切な管理を行うようにも明記されています。

学校テントの領収証には「卒業生一同」の名入れ注文があるから、卒業生が同意して寄附申請をしたのではないかと一抹の希望を抱きたいですよね？しかし、7 つくば教総第 594 号(添付証拠 14)にあるように、寄付申請は1件も無く、つくば市は受領許可もしていないのです。酷すぎます。「酷い」という言葉では言い表せないほど酷いです。

何が酷いか一例を挙げると、つくば市が正式に受領して備品としてきちんと管理していれば速やかに廃棄もできますが、違法に割当て現金徴収しての不正取得が故に学校は申請できませんし、つくば

市は把握していない物(書類上、存在しない備品)の廃棄承認などできません。こうして子供たちの学びの場は不法投棄で溢れかえります。

何故か古くて危険なものが「正直に言えない事情」によって動かずにいる光景を、見たことがあると思います。市役所はこんなにキレイに管理されているのに、未来を担う子供たちの学び舎はどうしてこんなに放置されているのか。誰でも考えたことがあるでしょう。

現在、調査中ではありますが、吾妻中学校校庭に3年は放置されている「危険だから近づかない」と注意するほどのバスケットゴール2台が放置されているのも、受領許可なく勝手に設置されて動かせない物の一つではありませんか？

つくば市教育局教育施設課が「文書保管期限を過ぎたから廃棄した」という、あり得ない回答をしている状態です。

寄附受領申請は、受領後の点検・修理・使用経費・廃棄までを考えて「市の財源で負えるか」を審査する為にあります。購入できる財産があっても、廃棄の時まで約束できるわけでもなく、寄付金に頼る運営は特定の思想に抗えなくなるなど、公施設としては望ましいものではありません。

お金があつたら何でも設置して良いわけではないのです。本来すべき法的な説明や必要な手続きについて校長が説明できない為に、学校は無法地帯になる一方です。

学校が直接現金寄附を受領できないのは、市に属さない現金の保管自体を禁じる地方自治法の定めによるものですが、学校経費の勝手な私費精算で全体経費が不明になると、本当に必要な運営経費が分からなくなり、運営に支障をきたすからです。公施設を不確実な寄付金に頼って運営することはできないからです。

熱中症対策のためのテントが本当に必要なら、正当に請求して公費精算できたものです。令和5年度決算報告(添付証拠17)で折角確保した予算(中学校費)の内、10億円も余らせ、使われなかったのですから。100でも200でも買えばよかったです。200梁買っても4千万円です。学校テントどころか、市内全中学校PTAや生徒に割当て徴収した寄付金の総額でも、つくば市が余らせた10億円には到底届きません。

援助費で購入した謎の教材費「せんべい代」など、指摘した効果か幾らか使途はマシになってはきましたが、吾妻中学校が指導を受けた結果、実施したのは「学年委員が生徒の委員会ではないことがバレないように詳細の記載を伏せる偽装(添付証拠 18)」です。

つくば市は嘗められています。市民も嘗められているでしょう、学校に。令和6年度の卒業対策費(添付証拠 11)の最後に計上されたコピー用紙 4964 枚、卒業間近の3月5日に「教材に使用するため(添付証拠 19)」だそうです。

吾妻中学校は **1 学年 100 人弱** くらいです。3月5日に突然 50 枚の教材プリントを渡していますか？ **卒業生に春休みの宿題** ですか？ 正気とは思えない事務処理が今も続いています。

もう、これはつくば市が事実に向き合って、つくば市から違法・不正会計を排除する確認・指導・**改善確認**を行わなければならない状況であり、攪乱の為の言い逃れに努力をするならば、自治体として「つくば市が主導した不正行為」だと認めるようなものです。

つくば市は「子供の為」が理由なら何の疑いも持たず金を払う保護者が愚かしくて面白くて、不正徴収・違法私費精算がやめられないのですか？

子供たちが安心して学び過ごせる学校の健全な教育環境を守るには、**再三の指摘を受けても法に従う意思が無い職員を取り除かなければ**なりません。

「悪代官ごっこはおうちで楽しんでください。職場に持ち込んではいけません」という注意が必要な学校責任者を見るのは、心底うんざりしています。

### 第3 添付証拠書類

計 34 枚、添付しました。

以上

送信者: つくば市 教育総務課 &lt;edc010@city.tsukuba.lg.jp&gt;

受信者: [REDACTED]

日付: Fri, 11 Jul 2025 16:37:29

件名: 【つくば市教育総務課】6月27日にメールにてお問い合わせ  
いただいた件について

①

様

いただいたお問い合わせに関して回答いたします。

学校での現金寄附採納に関する、学校教育法、地方自治法上の法的な整理は、[REDACTED]様のお見込みのとおりです。

現金寄附については、市立学校は法人格を有さないため、金銭を直接受け取ることができず、また、教育委員会には財産の取得決定権がないため、教育委員会名では金銭を受け取ることができません。金銭を財産として受け取るには、「つくば市」という地方自治体として受け取る必要があります。

金銭の寄附を受ける場合には、おっしゃるとおり、地方自治法第210条に定める「総計予算主義の原則」に従い、歳入に含めて予算化し、寄附金を公金化する必要があります。しかしながら、現在つくば市では、金銭の寄附について、学校を指定する形で使用可能な予算として公金化する仕組みがなく、この点から金銭の寄附を受けることができません。

現在の制度上は、「アイラブつくばまちづくり寄附金」制度を利用し、「未来をつくる人が育つまちに関する事業」や具体的な事業名を指定して金銭の寄附をいただくことは可能です。ただし、この場合でも、学校を指定して、自由に使える予算として寄附金を受け入れることができるものではありません。

以上のことから、現在の制度上、学校で使用する用途として現金を寄附で受け取ることができる仕組みが存在しないため、現金での寄附採納はできないという取り扱いにしている、ということになります。

学校施設の維持修繕を含む学校経費についても、地方財政法及び地方財政法施行令の規定により、公費で賄うべきものとなっているため、学校徴収金を充てているような事実があるのであれば、是正が必要な状況と考えます。

学校備品に関しては、自発的な寄附であれば、寄附として受け入れが可能な場合もあるものの、その寄附は強制的なものになってはならないと、当市の「学校徴収金取扱要項(公費・私費負担区分等ガイドライン)」にも謳っています。

「振動費」についての市の認識は、令和5年10月10日市長回答のとおりです。市としては、寄附金の強制徴収は認めていません。

各学校内において「学校徴収金に関するガイドライン」やつくば市PTA連絡協議会が作成している「PTA活動についてのガイドライン(PTA本部向け)」の内容を遵守し、適切な運用となるよう学び推進課と連携して各学校に一層働きかけるとともに、公費で賄うべきものを適切に公費で対応できるよう、学校予算配当を担当する課と連携して、学校が必要とする学校施設維持修繕費用や学校備品等を公費でいかにして適切かつ迅速に措置ができるか、現状のやり方の見直しと今後の方策を検討してまいりたいと思います。

つくば市教育局 教育総務課

担当: 武田

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園1-1-1

TEL: 029-883-1111 (代表)

内線: 4610

FAX: 029-868-7608

E-Mail: edc010@city.tsukuba.lg.jp

このメールは、個人情報の  
自己開示により交付さ  
れた物である。つくば市

2

2025 年 5 月 27 日

## 保有個人情報利用停止請求書

つくば市立吾妻中学校  
菅谷 和美 校長

利用停止請求者氏名：

住所：

電話番号：

御校の保有する個人情報について、個人情報保護に関する法律第 98 条第 1 項に基づき、下記の通り保有個人情報の利用停止を請求します。また、同法第 100 条の遵守を要求します。

速やかにご査収いただき、同法第 101 条に従って利用停止決定通知を請求者に発行してください。

### 記

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保有個人情報の名称を<br>特定するに足る事項 | 学費等引き落としの為の銀行個人口座情報<br>※銀行学費等口座振替依頼申し込み手続きに<br>て提供した個人の口座情報                                                                                                                                                                                                                                         |
| 請求に係わる趣旨及び<br>理由        | (趣旨)<br>第 8 号該当 → 利用の停止<br>※第 3 号：利用目的外の目的に利用または提供され<br>ている場合<br><br>(理由)<br>PTA に加入しない。PTA 活動への寄附もしない。<br>PTA が関わる費用に一切の同意をしない。私人へ<br>の寄付であることを明示せず、あたかも生徒に帰属<br>する消耗教材費であるかのように徴収する貴校の<br>やり方は一切信用できないので、何があっても同意<br>しない。法令上、公費負担となる学校所有物となる<br>ものに生徒に割り当てた徴収金を用いるなど実質<br>寄附金であったり、公費で負担する講師人件費や謝 |

この写しは、個人情報の  
自己開示により交付さ  
れた物である。つくば市

1 / 2

証2

礼および式典費用などに使用しながら市に採納されていないなど、貴校の法令違反は目に余る。PTA活動など外部団体経費の引き落としおよび市立中学校の名前であたかも正当に見せ掛けた、市に採納されない学校責任者が保有する私的な寄付金に、個人情報情報を利用することを許可しない。強制的に法令に反する引き落としがやめられないのならば、本来の学費等の引き落とし自体にも個人情報情報を利用することを許可しない。そもそも、つくば市教育局は学校徴収金ガイドラインを周知し、教頭および学校事務に、学校が直接現金での寄付受領を禁止している旨、研修も行っている。その上で強制的に寄付金を徴収し続けることは、違法または不当な行為を助長し又は誘発する恐れがある方法により個人情報を利用してはならないという個人情報保護に関する法律第63条にも違反している。使途の不明瞭な卒業対策経費について、内訳通知も無いまま徴収が繰り返されている。生徒に所属する教育活動上の経費であり、1円たりとも義務のない支払いを含んでいないと言い切れる場合のみ、振替えて良い。

この写しは、個人情報の自己開示により交付された物である。つくば市

この写しは、情報公開  
により交付された物  
である。 つくば市

Outlook

Re: 本日、お手紙いただいた件について

差出人

日付 2025/06/02 (月) 22:46

宛先

証 3

1/3

菅谷和美 校長

返信確認しました。学年委員はPTAではないですか？まだ欺罔を試みていますか？教委の周知文書等が根本的に理解出来ないですか？

貴校は卒業式にテントが必要で、生徒が使用したテントを持ち帰ると言っている状態です。

生徒から花束代を請求するなら、消耗教材として生徒が消費するか、卒業式で使用する生徒が持ち帰る物だということになります。

貴校は卒業式をテントで実施すると言ったようなものですが、随分、シニールな行事なんですね。

まだ騙せそうか試してますよね？だから通報されるに至ったという事は理解できますか？

要求のテント、公費で精算しなければならない学校所有になる備品ではないですか？または、PTAへの寄付かです。

生徒に割当てて買わせるにしても、公費精算すべきものは公費に歳入してから公費として歳出する事が定められています。そして、教委は学校が現金で寄付を受領する事を禁じていますよね。

今、貴校は市の予算に歳入してない、生徒に割当てた寄付金を私的に所持している状態ですよね？

素でとぼけたのか、本気で説明しているのか、一応、再度確認させてください。

吾妻中学校の卒業式は生徒が個々にテントをはって実施すると主張したければしても構いませんので、そのように具体的な使途を改めて書いてもらえますか？

2025年6月2日(月) 20:03

様

返信が遅くなり申し訳ございませんでした。卒業対策費については、毎年学年によって卒業に向けて何を行うのか、学年主任と学年委員の皆様と相談しながら決めていきます。ですので、現段階ですべてが明確に決まっているわけではなく、年によっては返金を行っ

この当しは、情報公開  
により交付された物  
である。つくば市

たこともありました。なので次の金額は現段階での予定であり、今後変更の可能性もあり  
ますので、どうぞよろしくお願いします。

|               |       |
|---------------|-------|
| 卒業証書ホルダー      | 1000円 |
| コサージュ         | 700円  |
| 卒業記念品 (テント1張) | 2000円 |
| 卒業式花束         | 1300円 |
| 卒業記念学年行事      | 3000円 |
| 計             | 8000円 |

(証)3

2/3

差出人:

送信日時: 2025年5月27日 19:50

宛先:

件名: Re: 本日、お手紙いただいた件について

菅谷和美 校長

ご連絡確認しました。そもそも証書ホルダー、コサージュ等は式典費で出せるか不要でもあります。

こういった出費に抱き合わせて不正が始まり、やめられないわけですね。バレた人にだけ返金すればいいや、徴収しなきゃいいんでしょ？と。

おべんちゃらは書けても具体的な使途や説明は出来ないと言いたい訳では無いのなら、何にどのくらい必要だと考えての請求額なのか通知発行してください。

2025年5月27日(火) 19:02

様

生徒の個人情報  
には ご配慮ください。

つくば市立吾妻中学校長 菅谷和美

日頃より大変お世話になっております。また、先日はつくばフェスティバルで  
の生徒たちに差し入れをしていただき、ありがとうございました。

私も会場へ行き、生徒たちの様子を見ていたのですが、さんたち 年生の生徒は、  
お客さんの対応はもちろん、入部したばかりの7年生にもやさしく教えながら頑張って

いたのが印象的でした。

この写しは、情報公開  
により交付された物  
である。 つくば市

ご連絡いただいた口座の利用停止ですが、承知いたしました。

ただ、卒業対策費については「卒業証書ホルダー」「卒業式用生徒用コサージュ」「卒業記念行事実行のため費用」なども含まれます。こちらについては、集金をさせていただきますが、口座を停止するため、銀行振り込みまたは現金での納入となりますがよろしいでしょうか。

また、金額についてですが、昨今さまざまなものが値上がりをしている状況ため現段階では、金額を提示するのは難しい状況です。確定しましたらお知らせをいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

③

3/3

ホーム 初めての方へ お支払方法 会員登録 マイページ カート

検索キーワード

HOME > コサージュ > おめでとう文字入 > 卒業バラ

## CAMPAIGN

キャンペーン情報

Sale商品

CATEGORY  
カテゴリー

コサージュ

バラ

サクラ

カトレア

胡蝶蘭

ひまわり

おめでとう文字入

ブチコサージュ

その他

ケース

贈呈

式典用リボン

式典用バラ

式典用テープカットリボン

お店からのお知らせ

お買い得情報

Check it

日 月 火 水 木 金 土

2 3 4 5 6

9 10 11 12 13



ZOOM

おめでとう文字入

卒業バラ

220円 (税込み)

在庫 638

商品コード 03-01

03-01 レッド

03-02 ピンク

数量

1

カートに入れる

販売期間

2024/09/01 09:00～2025/08/31 23:55

share



### 商品詳細

バラに「卒業おめでとう」の文字が入った、  
タレ付きの商品になります。  
入学式・卒業式には欠かせない定番の花です。  
花の部分はサチンを使用し、  
3枚の葉がより一輪花を引き立てます。  
お子様の胸元をかわいらしく演出します。

背面部に安全ピンが付いており、さまざまな着衣にもお使い頂けます。

色は赤、ピンクの2色になります。

花サイズ：80mm×80mm  
全長：200mm×110mm

証 4

1/2

Original Corage

笑顔と思い出をより華やかに～

TEL  
FAX

ホーム 初めての方へ お支払方法 会員登録 マイページ カート

検索キーワード

HOME &gt; 送料について

## CAMPAIGN

キャンペーン情報

Sale商品

## CATEGORY

カテゴリー

コサージュ

バラ

サクラ

カトレア

胡蝶蘭

ひまわり

おめでとう文字入

ブチコサージュ

その他

ケース

機車

式典用リボン

式典用バラ

式典用テープカットリボン

お店からのお知らせ

お買い得情報

CHECK

| 日 | 月  | 火  | 水  | 木  | 金 | 土 |
|---|----|----|----|----|---|---|
| 2 | 3  | 4  | 5  | 6  |   |   |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |   |   |

## 送料について

## 到着日時について

7日以内での発送となります。配達事情によって前後する場合がございますので、ご了承ください。  
また、銀行振込でお支払いの場合は、弊社での入金確認後の発送となります。

## 配達会社について

ヤマト宅急便またはゆうパックでのお届けとなります。

## 配達可能地域について

ヤマト宅急便配やゆうパック配達地域であれば、日本全国に配達可能です。ただし、日本国外には配達できません。  
宅急便の配達可能地域に関しては、ヤマト運輸・日本郵便ホームページにてご確認ください。

## 送料について

10,000円以上お買い上げの場合送料無料  
下記に記載されている、送料表をご参照ください。  
代引手数料については、お客様負担となります。一貫をください。

④

## 特典サービスのご案内

いつもご愛顧いただき、ありがとうございます。  
このたび、当社ではご利用の皆様へ、特典サービスをご用意いたしました。

※ご購入金額が、**1万円以上**  
(1回のご注文金額につき)の方には、  
**送料無料**にてお届けいたします。

※購入金額には代金引換手数料及び送料は、含まれません。

代金引換

決済金額 (税込)

決済手数料 (税込)

～9,999円

330円

2/2

【質問3】

卒業対策委員はPTAとしてやっていない事が正しければ、つくば市が雇っている職員としての活動か、学校と取引のある仲介小売業者ですが、どちらですか？勝手に学校業務やらせてないですよね？念の為、事業者番号あるか請求中なんです。220円の卒業おめでとうコサージュを700円で売りつけられそうになったので。随時学校職員ですか？小売業者ですか？必ずご回答ください。

【回答3】

卒業対策員は、市が雇用している職員ではありません。

③教育総務課へのご質問の中で、「学校への記念品代を現金で菅谷和美校長から要求されている件」についてのご回答

回答が遅れまして大変失礼いたしました。  
「学校への記念品代を現金で菅谷和美校長から要求されている件」についてですが、学校に確認しましたところ、学校長が保護者にそのような要求をしていることは確認できませんでした。一般的に、卒業記念品とは、卒業生の保護者の皆様が主体となって準備し学校に寄贈されるものとPTA等から卒業生一人ひとりに記念品として贈られるものの2通りであると捉えております。今回のお問い合わせいただいた内容は前者と理解して回答しております。  
なお、卒業対策費を含む、令和7年度の学校諸会計につきましては、学校から丁寧に説明いたしますので、是非学校にお問い合わせください。

この度は、回答までにお時間がかかってしまい大変ご迷惑をおかけしました。

\*\*\*\*\*

つくば市教育局学び推進課

電話 883-1111 (代表)

メール edc020@city.tsukuba.lg.jp

From:

To:つくば市 学び推進課 <edc020@city.tsukuba.lg.jp>

Date:Wed, 25 Jun 2025 20:59:11

Subject:Re: 【つくば市】ホームページからのお問い合わせ (6/5) へのご回答

学び推進課 御中

学校教育法で学校経費は設置者である市町村が負担すると定められています。市は現金寄付を受領する事も出来ます。

自治法には総計予算主義の原則があり、一会計年度における一切の収入支出は全て歳入歳出予算に編入しなければならないと定められており、市町村に属しない現金の保管自体を禁じています。

ですから、学校経費に用いる為の現金寄付を受領する場合は、法の定めに従って速やかに市の予算に編入しなければ保管してはいけませんので、学校が直接現金を受領する事を禁じています。学校は速やかに市の予算に歳入できる役場ではないからです。

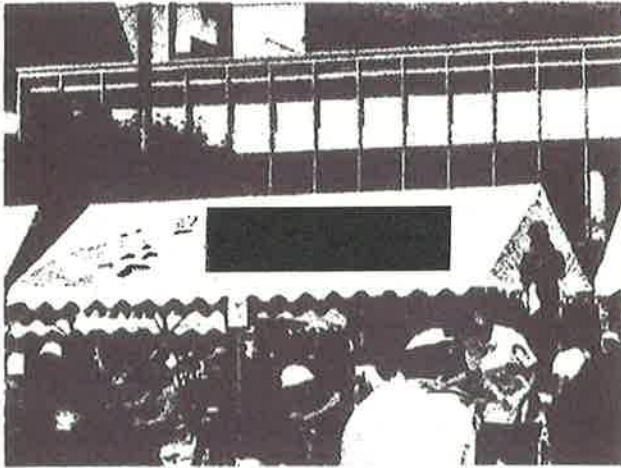
総計予算主義は、設置者であるつくば市が本当に必要な経費を把握出来なくなると正しく必要な予算が確保出来なくなるので、学校教育法に定められた通り、学校経費に用いる為の現金寄付ならば、市の予算に歳入してから、公費として歳出しなければならないよう定められています。

現金寄付自体を禁止していませんが、維持修繕を含む学校経費は公費として歳出しなければならないので、学校経費に用いる為の現金寄付は必ず公費に歳入しなければなりません。

公費に利子は付さない事も自治法で定められているので、利子が計上されている援助費予算決算書は私費会計区分にしか使えない現金である事が明かです。学校には公費を自由に現金で出し入れできる権限を持った職員はおりません。ですから、公費に歳入しない現金はつくば市に帰属させる事ができない現金です。

この写しは、個人情報の自己開示により付与

⑤6



学校の行事に欠かせない名入れテントは、卒業記念品・寄贈品にオススメです。大変喜ばれる贈り物です。

卒業生、保護者会、PTA等寄贈された方々の名称や年度を入れる事で、卒業記念に残る贈り物になります。

テントの天幕に入れる文字は、文字の大きさ、文字の色、位置が選べます。

※文字の大きさ、色によって名入れ金額が異なります。

テントご注文後、再見送りメールをいたします。



1/2

全商品 / ショップ内から探す

⑥



金24色  
2.4m×3.6m

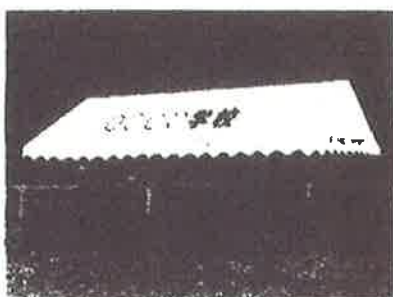


だれでも簡単設置  
かんたんてんと 2.4m×3.6m  
全12色



飛散防止  
UVカット  
2.6m×3.8m

テント・ラックシート  
ベタックス14c



| 10 | 20 | 30 | 40 | 50 | 60 | 70 | 80 | 90 | 100 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 10 | 20 | 30 | 40 | 50 | 60 | 70 | 80 | 90 | 100 |
| 10 | 20 | 30 | 40 | 50 | 60 | 70 | 80 | 90 | 100 |

〇〇中学校



1/4

☆

学校名入りテント (2間×3間) 柱高1.8m 卒業記念品 文字代込み 運動会 学校行事 学校 保育園 幼稚園 イベントテント 日よけ 雨除け バイブテント  
3.6m×5.4m  
卒業記念品 文字入れキャンペーン 定額

164,570円 + 送料3,630円  
1,496ポイント(1倍) 内訳



2/2

数量

1

+

楽天市場アプリで購入する

お届け先 東京都

配送予定 メーカー直送 レイアウト確認後2週間程で発送

配送情報 送料3,630円  
大型宅配便

※開封・一部地域は追加送料がかかる場合があります。

すべての配送方法と送料を見る

☆ 商品をお気に入りに追加

🏠 ☆  
ショップ お気に入り

証 7

## 学年委員会

学年委員会は、学年担当職員と協力して学年、学校における諸問題の解決を図るとともに、会員の研修、交流、ならびに親睦、学校における教育活動を推進する活動を行っています。

- 1 学年委員会は学年毎に構成し、学年毎に委員長・副委員長を選出する。
- 2 第7学年委員会、第8学年委員会は、委員選出細則に従って、本部と連携して次年度の委員の選出を行う。
- 3 第9学年委員会は、卒業対策活動も担当する。

検索

検索...

検索

## 吾妻中PTAについて

- ・ 組織
- ・ 規約・細則(PDF)

### 更新情報

- ・ 保護中: 令和7年度PTAだよりNo.1が完成しました
- ・ 令和7年度PTA定例総会のご報告

令和5年度 吾妻中学校生徒会会計決算報告

この写しは、情報公開により交付されたものである。 つくば市

|    |         |        |       |         |
|----|---------|--------|-------|---------|
| 収入 | 予算額     | 前年度繰越金 | 雑収入   | 合計      |
|    | 656,800 | 2,082  | 4,765 | 663,647 |

|             |           |         |         |
|-------------|-----------|---------|---------|
| 支出          | 項目        | 予算額     | 決算額     |
| 本部事務<br>運営費 | 事務費       | 60,000  | 100,299 |
|             | 運営費       | 10,000  | 11,347  |
|             | 文化体育費     | 90,000  | 104,959 |
| 委員会活動費      | 代表委員会     | 1,500   | 0       |
|             | 記録・広報委員会  | 1,500   | 0       |
|             | 環境委員会     | 1,500   | 0       |
|             | 福祉委員会     | 1,500   | 2,963   |
|             | 読書推進委員会   | 1,500   | 0       |
|             | 給食委員会     | 1,500   | 0       |
|             | 保健委員会     | 1,500   | 0       |
|             | 放送委員会     | 1,500   | 0       |
|             | 体力向上委員会   | 1,500   | 0       |
|             | 生活・安全委員会  | 1,500   | 0       |
|             |           |         |         |
| 部活動費        | サッカー部     | 40,000  | 50,584  |
|             | 男子ソフトテニス部 | 40,000  | 40,000  |
|             | 女子ソフトテニス部 | 40,000  | 39,875  |
|             | 野球部       | 40,000  | 40,000  |
|             | 男子バスケット部  | 40,000  | 28,200  |
|             | 女子バスケット部  | 40,000  | 10,000  |
|             | バレーボール部   | 40,000  | 29,500  |
|             | 剣道部       | 40,000  | 38,664  |
|             | 陸上部       | 40,000  | 0       |
|             | 美術部       | 40,000  | 47,159  |
|             | 吹奏楽部      | 40,000  | 73,706  |
|             | パソコン科学部   | 40,000  | 39,958  |
|             |           |         |         |
|             |           |         |         |
| 生徒返金        |           |         | 3,800   |
| 予備費         | 手数料等      | 8,647   | 2,550   |
| 合計          |           | 663,647 | 663,554 |

証8

|      |         |         |      |
|------|---------|---------|------|
| 差引残高 | 収入      | 支出      | 差引残高 |
|      | 663,647 | 663,554 | 93   |

差引残高93円は来年度へ繰り越します。

令和6年3月25日 生徒会費会計担当 大久保 龍太郎



様式第3号（第6条関係）

行政文書部分開示決定通知書

5.つくば学推第453号

令和5年（2023年）5月16日

様

つくば市教育委員会教育長 森田 秀

令和5年5月1日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政文書の名称                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度PTA授業参観及び学年懇談会の開催について（お知らせ）（7年生保護者向け）</li> <li>・令和4年度PTA総会の開催方法のお知らせ</li> <li>・令和4年度PTA授業参観及び学年学級懇談会の開催について（お知らせ）</li> <li>・令和4年度吾妻中学校家庭教育学級開級のお知らせ</li> <li>・次年度PTA本部役員等の立候補・推薦に関する調査のお願い</li> <li>・放課後における部活動保護者見守りボランティアの募集について（お願い）10月発出</li> <li>・学校美化作業（第7・8学年PTA奉仕作業）の実施について（お願い）</li> <li>・マナーアップキャンペーン（あいさつ運動）の参加者を募集します！</li> <li>・令和4年度吾妻中学校家庭教育学級開催のお知らせ（第2回）</li> <li>・放課後における部活動保護者見守りボランティアの募集について（お願い）1月発出</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 開示することができない部分の概要及びその理由 | 部分の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の氏名</li> <li>2 ZoomID、パスワード</li> <li>3 役員選考委員会のメールアドレス</li> </ol>                                                                                                                                                                                                |
|                        | 理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 つくば市情報公開条例第5条第1号該当<br/>開示をすることにより、特定の個人を識別することができる情報のため。</li> <li>2 つくば市情報公開条例第5条第6号該当<br/>開示をすることにより、懇談会、運営に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> <li>3 つくば市情報公開条例第5条第3号該当<br/>PTA関係者用のメールアドレスを開示することにより、外部からのメールが送付されてしまうことで混乱が生じ、当該法人等の正当な権利を害するおそれがあるため。</li> </ol> |
| 開示の実施の方法               | 写しの交付（送付による交付）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 開示を実施することができる日時及び場所    | 日 時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 令和5年5月19日 午前・午後3時00分                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                        | 場 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 総務部総務課                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

## 吾妻中学校 PTA 本部役員及び会計監査のお仕事（概要）

### 1) 本部役員：計 7 名

#### <共通事項>

- ・ PTA 活動全体の調整（委員会間や学校との調整、予算執行管理等）を行います。
- ・ 役員会・運営委員会に出席して各委員会の活動状況を把握し、必要に応じてサポートします。
- ・ 本校 PTA 活動に係わる配付文書の承認作業を行います。
- ・ 学校行事（体育祭や卒業式等）に来賓として出席します。
- ・ 主に電子メールを使用して情報交換をします。資料作成のために Word や Excel 等を利用します。

#### <会長 1 名> 本校 PTA 活動全体をマネジメントし、対外的な活動を行います。

- ・ 学校や他のボランティア団体との情報交換や調整を行います。
- ・ 学校が主催する委員会等に PTA 代表として出席します（年に数回程度）。
- ・ つくば市 PTA 連絡協議会の総会や定期連絡会（年 4 回程度）に出席します。

#### <副会長 2 名> 総会・運営委員会に関する調整、司会進行等を行います。

- ・ 役員会・運営委員会の議事調整、当日の司会進行を行います。
- ・ 新 7 年生の保護者を対象に、次年度の委員の選出を行います。
- ・ 総会資料の取り纏め、当日の司会進行を行います。

#### <書記 2 名> 総会・運営委員会の資料作成やメールアドレスの管理等を行います。

- ・ 総会や運営委員会などの資料の取り纏め、議事録（PTA だより）の作成を行います。
- ・ PTA 役員及び委員の名簿を作成し管理します。
- ・ PTA 役員及び委員長のメールアドレス及び各種メーリングリストの作成・管理を行います。
- ・ 規約・細則の原本、本部及び各委員会からの配付文書の保管を行います。

#### <会計 2 名> PTA 活動に必要なお金の管理を行います。

- ・ 各委員会の活動費給付や出納簿作成等、活動費の管理を行い、年 1 回会計監査を受けます。
- ・ 保険の更新、PTA 入卒記念品の注文、慶弔費の支出等を行います。
- ・ 備品や消耗品を管理し、必要に応じて補充します。
- ・ 決算報告及び次年度予算案の作成を行います。

### 2) 会計監査：計 2 名

- ・ 本校 PTA 会費が適切に使われているかを監査し、監査結果を総会にて報告します。
- ・ 監査は年 1 回（3 月末～4 月初旬）実施します。
- ・ 会長からの要請に応じて役員会や運営委員会に出席していただく場合があります。
- ・ 本部役員のお仕事には関与しません。

※ 本部役員や会計監査の活動内容や頻度については、ホームページで公開している「PTA だより（運営委員会報告）」をご参照ください。ただし、活動内容や時間帯は、各年度メンバーの仕事や家庭の事情を考慮して随時決定します。

吾妻中学校 PTA ホームページ：

証 10

様式第3号（第6条関係）

行政文書部分開示決定通知書

5つくば学推第450号

令和5年（2023年）5月16日

様

つくば市教育委員会教育長 森田 秀一

令和5年5月1日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

|                        |                                                                                                                                                         |                                                         |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 行政文書の名称                | ・令和4年度第7学年学級費会計決算報告<br>・令和4年度第7学年教材費会計報告<br>・令和4年度第8学年学級費会計決算報告<br>・令和4年度第8学年教材費会計報告<br>・令和4年度第9学年学級費会計決算報告<br>・令和4年度第9学年教材費会計報告<br>・令和4年度第9学年卒業対策費会計報告 |                                                         |
| 開示することができない部分の概要及びその理由 | 部分の概要                                                                                                                                                   | 個人の氏名                                                   |
|                        | 理 由                                                                                                                                                     | つくば市情報公開条例第5条第1号該当<br>開示をすることにより、特定の個人を識別することができる情報のため。 |
| 開示の実施の方法               | 写しの交付（送付による交付）                                                                                                                                          |                                                         |
| 開示を実施することができる日時及び場所    | 日 時                                                                                                                                                     | 令和5年5月19日 午前・午後3時00分                                    |
|                        | 場 所                                                                                                                                                     | 事務局学推課                                                  |
| 担当課                    | 教育局学推課<br>電話番号 029-883-1111（内線）4712                                                                                                                     |                                                         |

（注）1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された開示の日時に都合が悪い場合には、その日時以降で都合のよい日時についてあらかじめ担当課に電話等で連絡してください。

（審査請求に係る教示）

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

1/2

この写しは、情報公開  
により交付された物  
である。 つくば市

第9学年保護者様

令和5年2月18日

つくば市立吾妻中学校長 尾見 裕史  
同 9学年主任 海老原 啓一

令和4年度 第9学年卒業対策費 会計報告

標記の件につきまして、下記の通りご報告いたします。

1 収入の部

| 項目              | 金額        | 付記          |
|-----------------|-----------|-------------|
| 修学旅行預金          | 5,780     |             |
| 卒業対策費(手数料32円含む) | 1,806,824 | 22,032円×82名 |
| 卒業対策費           | 88,000    | 22,000円×3名  |
| 学費より徴収          | 45,804    |             |
| 合計              | 1,923,808 |             |

2 支出の部

| 項目                          | 金額        | 付記          |
|-----------------------------|-----------|-------------|
| アルミワンタッチデント重量50kg(天幕文字入れ)   | 172,018   | 172,018円×1基 |
| メッセージカード                    | 2,160     | 2160円×1冊    |
| 生徒コサージュ                     | 55,900    | 680円×86個    |
| 先生コサージュ                     | 10,000    | 1,000円×10個  |
| アレンジメント                     | 80,000    | 2,000円×40冊  |
| 花束                          | 17,500    | 2,500円×7束   |
| 令和4年度卒業アルバム                 | 1,440,000 | 18,000円×80冊 |
| アルバム送料未購入者 返金(銀行手数料込)       | 90,550    | 18,000円×5名  |
| 式辞用紙                        | 404       | 404円×1冊     |
| 手数料(卒業対策費を振り込む際にかかる手数料)     | 2,824     | 32円×82名     |
| 手数料(コサージュ等の代金を振り込む際にかかる手数料) | 495       |             |
| 金種手数料                       | 1,100     |             |
| 合計                          | 1,872,751 |             |

3 差引残高  $1,923,808 - 1,872,751 = 51,157$

4 返金  $51,157円 \div 85人 = 601.8円$ (小数点は切り捨て)  
一人当たり601円返金いたします。  
 $51,157円 - (601円 \times 85名) = 72円$   
72円については、生徒会費に入金させていただきます。

5 その他 ご不明な点は、学年主任まで問い合わせ願います。

会計監査の結果 上記会計報告に間違い無いことを認めます。

会計監査

3/2

(註) 11

1/4

令和7年3月6日

第9学年保護者様

つくば市立吾妻中学校長 曾谷 和美  
 同 9 学 年 主 任 津田 美也子

## 令和6年度 第9学年卒業対策費会計報告

標記の件につきまして、下記の通りご報告いたします。

1 収入の部 1,170,000 円  
 【内訳】 引落分(13,000円×90名) 1,170,000 円

2 支出の部 1,170,000 円

| 摘 要                       | 単価          |
|---------------------------|-------------|
| 連絡用はがき                    | 7,310 円     |
| 卒業対策費返金(6,000円×90名)       | 540,000 円   |
| 卒業対策費返金手数料                | 550 円       |
| 卒業記念品:ポップアップテント2架( )      | 333,476 円   |
| 卒業式関連の花及びコサージュ( )         | 193,138 円   |
| メッセージカード                  | 761 円       |
| 卒業を祝う会経費(1,000円×81名)      | 81,000 円    |
| 卒業を祝う会不参加者への返金(1,000円×9名) | 9,000 円     |
| コピー用紙                     | 4,785 円     |
| 合計                        | 1,170,000 円 |

3 差引残高

1,170,000円 - 1,170,000円 = 0円

会計監査の結果、上記会計報告に間違いがないことを認めます。

令和7年3月7日

会計監査

この写しは、情報公開  
 により交付された物  
 である。 つくば市

③11

3/4

|                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 担当者                                                                               |
|  |

No.3

|                                                                                    |                                                                                     |                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 校長                                                                                 | 教頭                                                                                  | 事務                                                                                  |
|  |  |  |

物 品 購 入 伺

|                    |         |         |         |                                                                                     |     |     |                              |
|--------------------|---------|---------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|------------------------------|
| 会計費目               | 市 費     | 生徒会費    | 援助費     | 学級費                                                                                 | 教材費 | PTA | 令和 7 年 2 月 7 日<br>その他 (印鑑捺印) |
| 用 途                | 卒業記念品購入 |         |         |                                                                                     |     |     |                              |
| 合 計                | 333,476 |         |         |                                                                                     |     |     | 円                            |
| 品 名                | 数量      | 単価      | 金額      | 支払先                                                                                 |     |     |                              |
| アイルランド・ナント 重量約50kg | 2       | 148,000 | 296,000 |  |     |     |                              |
| 天幕大字入れ 差込更分の21     | 2       | 3,580   | 7,160   |                                                                                     |     |     |                              |
| 消費税                |         |         | 30,316  |                                                                                     |     |     |                              |
|                    |         |         |         |                                                                                     |     |     |                              |
|                    |         |         |         |                                                                                     |     |     |                              |
|                    |         |         |         |                                                                                     |     |     |                              |
|                    |         |         |         |                                                                                     |     |     |                              |
|                    |         |         |         |                                                                                     |     |     |                              |

|                                                                                      |                                                                                       |                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 校長                                                                                   | 教頭                                                                                    | 事務                                                                                    |
|  |  |  |

支 出 伺

令和 7 年 2 月 7 日

|   |         |   |
|---|---------|---|
| 金 | 333,476 | 円 |
|---|---------|---|

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出 (裏面に添付)
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付 (裏面に貼付)
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

|                                                                                     |                                                                                     |                                                                                      |                                                                                       |                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 支払日                                                                                 | 7 年 2 月 2 / 日                                                                       |                                                                                      |                                                                                       |                                                                                       |
| 校長                                                                                  | 教頭                                                                                  | 事務                                                                                   | 会計担当者                                                                                 | 受領印                                                                                   |
|  |  |  |  |  |

この書類は、情報公開  
により交付された物  
である。 つくば市

3/4

領 収 証

吾妻中学校

様

登録番号

No.

銀行振込

★ 333476-

贈 令和6年度卒業生同窓会ワシントン3x6mスモ

令和7年2月21日 上記正に領収いたしました

祝

スポーツ用品・体育施設・遊具資金

支払金額 ￥303160

消費税額等(%) 90816

200円

株式会社

代表取締役

〒

茨城県つくば市

FAX

①11

この写しは、情報公開法により交付された物である。 つくば市

7/4

証 11

吾妻中学校 様

請求書

令和 7年 2月10日

Page 1  
2741

〒 茨城県つくば市

株式会社

代表取締役

TEL

FAX

登録番号

お振込先

担当省印

下記の通り御請求申し上げます。

件名: アルミワンタッチテント3×6m 津田先生ご依頼分

|                                  | 数量      | 単位   | 単価      | 金額      |         |
|----------------------------------|---------|------|---------|---------|---------|
| アルミワンタッチテント 重量約50kg              | 2       | 基    | 148,000 | 296,000 | 10%     |
| 3.0×6.0m EKA-105 定¥238700        |         |      |         |         | 10%     |
| 天幕 文字入れ 差額分のみ                    | 2       | 個    | 3,580   | 7,160   | 10%     |
| 天幕正面 角ゴシック体 つくば市立 吾妻中学校 27cm     |         |      |         |         | 10%     |
| 天幕たれ正面 角ゴシック体 贈 令和6年度卒業生一同 15cm  |         |      |         |         | 10%     |
| ★運賃配送¥6600サービス・文字入れサービス(文字数制限有り) |         |      |         |         | 10%     |
|                                  |         |      | 10%税抜計  | 303,160 |         |
|                                  |         |      | 10%消費税  | 30,316  |         |
| 校務金額                             | 303,160 | 消費税等 | 30,316  | 合計金額    | 333,476 |

この写しは、情報公開  
により交付された物  
である。 つくば市

証 12

No. 130

様式第4号(第6条関係)

行政文書不開示決定通知書

つくば教総第639号

令和7年(2025年)7月28日

様

つくば市教育委員会教育長 森 田 升

令和7年(2025年)7月6日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

|                       |                                                                                                                                                                  |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容 | つくば市立小・中学校長が学校業務や学校長の業務を所属職員以外にも命令または委任できることが記載された、校長の服務について定めた文書                                                                                                |
| 開示をしない理由              | <input type="checkbox"/> つくば市情報公開条例第5条第 号該当<br><input type="checkbox"/> つくば市情報公開条例第8条該当<br><input checked="" type="checkbox"/> 文書不存在<br>(理由)<br>該当する文書を作成していないため |
| 担当課                   | 教育局教育総務課<br><br>電話番号 029-883-1111 (内線4610)                                                                                                                       |

(審査請求に係る教示)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(処分の取消しの訴えに係る教示)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として(訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

証 13

No. 128

様式第4号（第6条関係）

行政文書不開示決定通知書

7つくば吾中第46号

令和7年（2025年）7月28日

様

つくば市教育委員会教育長 森 田 升

令和7年（2025年）7月6日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

|                       |                                                                                                                                                            |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容 | 令和4～7年度、つくば市立吾妻中学校に卒業対策委員として学校業務に雇用するための契約書                                                                                                                |
| 開示をしない理由              | <input type="checkbox"/> つくば市情報公開条例第5条第 号該当<br><input type="checkbox"/> つくば市情報公開条例第8条該当<br><input checked="" type="checkbox"/> 文書不存在<br>(理由)<br>契約をしていないため |
| 担当課                   | つくば市立吾妻中学校 電話番号 029-852-7751                                                                                                                               |

（審査請求に係る教示）

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

証14

様式第4号（第6条関係）

行政文書不開示決定通知書

つくば教総第594号

令和7年(2025年)7月11日

様

つくば市教育委員会教育長 森 田 芳

令和7年(2025年)6月24日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

|                       |                                                                                                                                                                  |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容 | 令和5年度及び令和6年度につくば市立吾妻中学校が受領し配置先となった寄附について、吾妻中学校PTA、吾妻中学校卒業生、吾妻中学校在校生から提出された寄附申請書類                                                                                 |
| 開示をしない理由              | <input type="checkbox"/> つくば市情報公開条例第5条第 号該当<br><input type="checkbox"/> つくば市情報公開条例第8条該当<br><input checked="" type="checkbox"/> 文書不存在<br>(理由)<br>該当する文書は受領していないため |
| 担当課                   | 教育局教育総務課<br><br>電話番号 029-883-1111 (内線4610)                                                                                                                       |

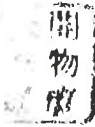
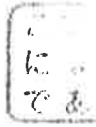
(審査請求に係る教示)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として(訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会教育長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2025.7.22 tue 着



証 15

5 学推第 1767 号  
令和 5 年(2023 年)12 月 7 日

市内各学校長 様

つくば市教育局学び推進課長

PTA 等の学校教育活動の運営支援等を行う関係団体の運営等について

近年の社会環境の変化に伴い、PTA 等の学校教育活動の運営支援等を行う関係団体(以下「PTA 等」という。)が果たす役割は益々重要になってきております。

つきましては、下記について改めて十分にご留意いただき、PTA 等の活動が持続可能なものとなるよう御配慮願います。

## 記

## 1 PTA 等への加入について

PTA 等は、保護者、教職員等により運営される任意の団体であることが多く、その活動も団体設置趣旨に基づき、団体が主体的に行うものです。そのため、PTA 等への入会については、入会しようとする者の入会の意思に基づいて行われるべきものです。例えば、PTA への保護者の入会は、保護者の入会意思によるべきであり、学校からの一方的な入会誘導や入会意思を確認しない強制的な入会とならないようにお願いします。入会の意思を確認する方法としては、書面等を用いる方法が考えられます。また、PTA 役員選出や PTA 会費徴収等についても、強制ではなく保護者の意思を確認の上、実施するようにしてください。

## 2 学校における個人情報の取り扱いについて

平成 29 年 5 月の改正個人情報保護法の施行により、PTA 等においても個人情報を適正に管理し、取り扱う必要があります。PTA 等において個人情報を取り扱う場合は、以下の点にご留意ください。

## 【基本的なルール】

## (1) 個人情報を集める前

- ・個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。

## (2) 本人から個人情報を集めるとき

- ・本人から書面で個人情報を取得する場合には、本人に対して利用目的を明示する。

## (3) 個人情報を利用するとき

- ・取得した個人情報は、あらかじめ決めた目的以外のことに使わない。

## (4) 個人情報を保管しているとき

- ・集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じる。

【(例)紙で保管する場合：鍵のかかるキャビネットに保管。パソコンで保管する場合：ファイルにパスワードを設定する等】

## (5) 個人情報を第三者に提供するとき

- ・個人情報を本人以外の第三者に提供するときは、原則として、あらかじめ本人の同意が必要である。ただし、本人の同意を得なくても、例外的に個人データを第三者に提供できる場合もある。【(例)法令に基づく場合、人の生命、財産を守る場合等】

## (6) 本人から保有個人データの開示を求められたとき

- ・本人からの請求があった場合は、保有個人データの開示、訂正、利用停止などに対応する必要がある。

出典：政府広報「個人情報の取扱いルールとは」より

この  
に  
あ

証 15

### 3 PTA 会費等の学校徴収金（団体費）の取扱い及び執行について

より良い教育環境を望む PTA 等の考えに基づき、PTA 等の同意の下、学校に対し PTA 等の善意・自発的な支援の申し出がある場合は、学校は PTA 等からの支援を受けることが可能です。しかし、PTA 等の団体設置趣旨や規約等、保護者負担の軽減などの観点からも、**公費・私費の負担区分を明確**にして適切な PTA 等の会計処理を行うようにしてください。特に次の(1)～(3)についてご留意ください。

#### (1) 公費と私費の負担区分の明確化

学校の管理運営や教育に必要な経費は、原則設置者である市が負担すべきであり、安易に PTA 等の学校の運営支援等を行う関係団体に負担を求めることは適切ではありません。公費と私費を個別に判断する際は、「学校徴収金取扱要項＜公費・私費負担区分等ガイドライン＞」別表 2 公費及び私費の個別基準（例示）を参照してください。

#### (2) 保護者負担の軽減

学校徴収金（団体費）は、学校活動において、児童生徒に還元される性質のものですが、保護者に負担を求めるものであり、その徴収及び執行については、必要性の厳選はもとより、最少負担でより効果が上がるように努めなければなりません。

#### (3) 学校の責務

学校徴収金（団体費）は、PTA 等からその会計事務を負託され預かるお金であり、その会計事務に当たっては、公費同様に適正かつ正確に処理されるべきものです。会計事務を負託された学校長は、**予算・決算**においてその使途について詳細に説明すべき責務があります。

※その他詳細につきましては、別添の「つくば市学校徴収金取扱要項＜公費・私費負担区分等ガイドライン＞」をご参照ください。

### 4 PTA 等からの寄付について

PTA 等からの自発的な物品の寄付を受ける場合は、つくば市物品規則（第 13 条）に基づき、適切に手続きをしていただけますようお願いいたします。物品の寄付手続きにつきましては、別添の「令和 5 年度学校への寄附に係る受領手続きについて～地域や PTA からの寄附～」をご参照ください。

#### 【問い合わせ】

つくば市教育局学び推進課  
指導主事 宮内周也  
電話 883-1111(内線 4715)

2/2



9/16  
11/16

1/3

1

令和5年度

# 学校への寄附に係る 受領手続きについて ～地域やPTAからの寄附～

令和5年度教頭及び学校事務担当者研修会

令和5年(2023年)4月24日(月)

教育総務課



9/16  
16日

2/3

7

## 2 物品の寄附手続きについて

### 手順1 物品の寄附による受領の意向決定

○各学校において、地域団体や企業、PTAなどから物品の寄附の相談を受けた場合は、実際に物品を受け取る前に、当該物品が寄附を受けることが可能な物品かどうか御確認ください  
御不明な場合には教育総務課までご相談ください

#### ○確認のポイント

- ・現金や不動産は直接学校が寄附として受け取ることはできません
- ・学校教育活動に資するもの以外は受け取ることができません
- PTA会議室用のフットマッサーなどはNG
- ・学校の建物維持及び修繕に係るものは寄附として受け取ることができません
- 既存のものよりグレードが上がる等、市の基準以上のものであれば可能

「学校徴収金取扱要項」も参考にしてください

この情報は、情報公開  
により提供された物  
である。つくば市

9/16  
11/16

3/3

10

## 2 物品の寄附手続きについて

### 手順3 (必要に応じて備品登録)

- 購入価格又は評価価格が税込1万円以上の物品については、  
物品規則上、備品としての取扱いになるため、  
備品登録システムに登録し、備品として適切な管理を行ってください

第5条 物品の分類は、次のとおりとする。

- (1) 備品 その性質又は形状を変えことなく比較的長期間にわたり使用に耐える物及びその性質が消耗性の物であっても美術品及び骨とう品として保管する物。ただし、次に掲げる物は、消耗品とみなす。
- ア 購入価格又は評価価格が10,000円以下の物(図書館、図書室等に備えて、閲覧又は貸出に供する図書、資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。)
- イ 美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等破損しやすい物
- ウ 記念品、ほう賞品等の贈与を目的とする物

(つくば市物品規則)

令和5年度

証17

# つくば市歳入歳出決算書

歳入歳出決算事項別明細書

実質収支に関する調書

財産に関する調書

基金運用状況調書

つくば市

1/2

一般会計

歳出

| 款         | 項          | 予算現額            |
|-----------|------------|-----------------|
|           |            | 円               |
| 10. 教育費   |            | 29,987,310,745  |
|           | 1. 教育総務費   | 1,834,428,400   |
|           | 2. 小学校費    | 10,089,515,901  |
|           | 3. 中学校費    | 5,330,434,222   |
|           | 4. 幼稚園費    | 1,335,605,216   |
|           | 5. 社会教育費   | 1,143,960,027   |
|           | 6. 保健体育費   | 10,253,366,980  |
| 11. 災害復旧費 |            | 1,000           |
|           | 1. 災害復旧費   | 1,000           |
| 12. 公債費   |            | 6,328,981,000   |
|           | 1. 公債費     | 6,328,981,000   |
| 13. 諸支出金  |            | 2,625,317,078   |
|           | 1. 普通財産取得費 | 1,000           |
|           | 2. 基金費     | 2,625,316,078   |
| 14. 予備費   |            | 97,957,252      |
|           | 1. 予備費     | 97,957,252      |
| 歳出合計      |            | 128,438,812,745 |



| 支出済額            | 翌年度繰越額        | 不用額           | 予算現額と<br>支出済額との比較 |
|-----------------|---------------|---------------|-------------------|
| 円               | 円             | 円             | 円                 |
| 23,121,934,615  | 6,771,218,479 | 1,094,157,652 | 6,865,376,131     |
| 1,717,006,793   | 18,900,000    | 98,521,607    | 117,421,607       |
| 8,158,529,553   | 1,695,970,567 | 235,015,781   | 1,930,986,348     |
| 4,254,657,246   | 888,527,578   | 187,249,398   | 1,075,776,976     |
| 1,199,371,331   | 48,367,000    | 87,866,885    | 136,233,885       |
| 1,094,233,991   | 0             | 49,726,036    | 49,726,036        |
| 6,698,135,701   | 3,119,453,334 | 435,777,945   | 3,555,231,279     |
| 0               | 0             | 1,000         | 1,000             |
| 0               | 0             | 1,000         | 1,000             |
| 6,327,972,365   | 0             | 1,008,635     | 1,008,635         |
| 6,327,972,365   | 0             | 1,008,635     | 1,008,635         |
| 2,433,892,618   | 0             | 191,424,460   | 191,424,460       |
| 0               | 0             | 1,000         | 1,000             |
| 2,433,892,618   | 0             | 191,423,460   | 191,423,460       |
| 0               | 0             | 97,957,252    | 97,957,252        |
| 0               | 0             | 97,957,252    | 97,957,252        |
| 112,693,165,240 | 8,753,172,278 | 6,992,475,227 | 15,745,647,505    |

←?

7/10  
17  
2/2

# 令和6年度 吾妻中学校生徒会会計決算報告

| 収入 | 予算額     | 前年度繰越金 | 雑収入 | 合計      |
|----|---------|--------|-----|---------|
|    | 650,600 | 93     | 0   | 650,693 |

| 支出          | 項目      | 予算額     | 決算額     |
|-------------|---------|---------|---------|
| 本部事務<br>運営費 | 事務運営費   | 150,600 | 161,931 |
| 文化体育費       | 文化体育活動費 | 320,000 | 310,646 |
| 委員会活動費      | 各委員会活動費 | 80,000  | 71,595  |
| 特別活動費       | 特別活動費   | 100,000 | 100,714 |
| 生徒返金        | 生徒返金    | 0       | 4,000   |
| 予備費         | 手数料等    | 0       | 0       |
| 合計          |         | 650,600 | 648,886 |

| 差引残高 | 収入      | 支出      | 差引残高  |
|------|---------|---------|-------|
|      | 650,693 | 648,886 | 1,807 |

差引残高1,807円は来年度へ繰り越いたします。

令和7年3月21日 生徒会費会計担当 大久保 龍太郎 印

| (確認印) | 校長                                                                                  | 教頭                                                                                  | 生徒会顧問                                                                               |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|       |  |  |  |

証18

この資料は、情報公開  
により交付された物  
である。 つくば市

証19

1/2

|                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 提出者                                                                               |
|  |

|                                                                                    |                                                                                     |                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 校長                                                                                 | 教頭                                                                                  | 事務                                                                                  |
|  |  |  |

N. 8

物品購入伺

令和7年3月5日

| 会計費目  | 市費            | 生徒会費 | 援助費   | 学級費                                                                                 | 教材費 | PTA | その他(領収書) |
|-------|---------------|------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|----------|
| 用途    | 教科書の印刷に使用するため |      |       |                                                                                     |     |     |          |
| 合計    | 4,765         |      |       |                                                                                     |     |     | 円        |
| 品名    | 数量            | 単価   | 金額    | 支払先                                                                                 |     |     |          |
| コピー用紙 |               |      | 4,765 |  |     |     |          |
|       |               |      |       |                                                                                     |     |     |          |
|       |               |      |       |                                                                                     |     |     |          |
|       |               |      |       |                                                                                     |     |     |          |
|       |               |      |       |                                                                                     |     |     |          |

|                                                                                      |                                                                                       |                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 校長                                                                                   | 教頭                                                                                    | 事務                                                                                    |
|  |  |  |

支出伺

令和7年3月6日

|   |      |   |
|---|------|---|
| 金 | 4765 | 円 |
|---|------|---|

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出(裏面に添付)
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付(裏面に貼付)
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支払確認

|                                                                                     |                                                                                     |                                                                                      |                                                                                       |                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 支払日                                                                                 | 令和7年3月6日                                                                            |                                                                                      |                                                                                       |                                                                                       |
| 校長                                                                                  | 教頭                                                                                  | 事務                                                                                   | 会計担当者                                                                                 | 受領印                                                                                   |
|  |  |  |  |  |

この写しは、情報公開により交付された物である。 つくば市

証 19

2/2

領 収 証

2025 年 03 月 06 日 No. 17

吾妻中学校

9 年 生 様

[ 内 税 ]

株式会社

代領印

〒 020-0000  
秋田県 秋田市

TEL 0182-000000  
FAX 0182-000000

|     |                            |   |      |        |
|-----|----------------------------|---|------|--------|
| 1   | コピー用紙 A4 青包 9/964枚入 4964枚入 | 1 | 4765 | 4765   |
| 2   |                            |   |      |        |
| 3   |                            |   |      |        |
| 4   |                            |   |      |        |
| 5   |                            |   |      |        |
| 6   |                            |   |      |        |
| 備 考 |                            |   | 合 計  | 4765 円 |

上記正に領収いたしました

2025 年 3 月 6 日 領収

この写しは、情報公開  
により交付された物  
である。 つくば市